首都圏メディアリレーション業務委託　仕様書

1. 概　　要

首都圏に拠点を置く全国主要メディアに対して効果的なパブリシティ活動を実施し、全国メディアにおける本県の露出を高め、「寿司」を入口とした富山県の魅力を発信することで、「寿司といえば、富山」の認知度向上を図るとともに、本県関係人口の創出・拡大を図る。

2. 業務名　首都圏メディアリレーション業務

３．契約期間

　　契約締結日から令和８年３月31日まで

４．委託業務の内容  
業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 取組方針

①　首都圏に拠点を置く影響力の高い全国メディア(テレビキー局、全国紙(新聞、雑誌)、Webメディアなど)へのパブリシティ活動に重点をおき、メディアの取材意欲を喚起するような情報発信を行うこと。

②　県外（特に首都圏）の視聴者が本県に興味関心を持ち、WebやSNS等で検索を行うほか、「寿司」を入口とした本県の魅力や体験の発信、「寿司といえば、富山」の認知度を高める効果が期待されるメディア露出に繋げること。

1. 首都圏メディア向けPR記事の制作  
   主に首都圏に拠点を置く全国メディアを対象として、富山の「寿司」を入口とした本県の魅力や体験をPRする記事を制作。取材誘致やメディア露出に繋がるよう最適な方法を用いて配信すること。
2. プレスリリースの作成及び配信

①　本県が実施する事業・イベント等について、情報の性質に適したメディアを選定し、プレスリリースを作成・配信すること。

②　配信先はキー局報道・情報番組、新聞・雑誌・ＷＥＢ等１，０００件以上とし、メール・ＦＡＸ等最適な方法を用いること。

③　内容は委託者と協議のうえ決定し、写真・図版を添付して速報性・独自性を高めること。

1. 首都圏メディアへの売り込み及びリレーション構築

①　全国で影響力の高い首都圏に拠点を置くメディア（テレビキー局（地上波）の情報・バラエティ・報道番組、全国紙）を中心に個別取材誘致や露出等の誘致活動を行い、露出を獲得すること。

②　番組担当者等との関係強化のため、都内においてメディア向け説明会を実施するとともに、月３件の個別訪問またはオンラインピッチを行うこと。

③　交通費支給型の誘致活動は行わないものとし、メディアのニーズを随時ヒアリングし、委託者にフィードバックすること。

1. クリッピング及び効果測定

①　パブリシティ活動の効果を測定するため、露出を獲得したテレビ・新聞・雑誌・ＷＥＢのクリッピング及びモニタリングを毎月行い、番組映像・記事・ＰＤＦ等のデータを納品すること。

②　媒体別件数、広告換算額を算定し、費用対効果を検証すること。

③　パフォーマンス効果として、SNS等における話題化を測定するともに、露出に至った取材先施設・事業者へ可能な限りヒアリングし、反響を把握すること。

1. 助言・自由提案

本県が進めるプロモーション活動全般について、専門的視点から随時助言を行うとともに、ＳＮＳやＷＥＢメディアを活用した情報拡散等の自由提案を行うこと。内容は委託者と協議の上決定する。

1. 目標値(KPI)  
   ・本業務の目的を達成するうえで必要な目標値として、全国テレビキー局において２回以上及び全国紙やその他メディアでの特集記事において５回以上の露出獲得を設定すること。

・本業務における契約期間内の広告換算額の目標値として８億円以上を設定すること。

・その他、本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目や目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。 （プレスリリース配信件数、各メディアとの接触件数、SNS等での話題化ほか）

・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

1. 業務実施計画・報告

①　契約締結後速やかに年間事業計画書を作成し提出すること。

②　業務進捗及び露出・広告換算額の一覧、検証結果を毎月報告し、月１回以上委託者と打合せを行うこと。

③　業務終了後、実績報告書を作成し、活動実績・露出媒体・反響等を取りまとめ納品すること。

５．　成果物

（１）メディア向けPR記事（電子データ）

（２）プレスリリース（電子データ）

（３）メディア露出映像・記事データ一式

（４）月次報告書（広告換算額含む）

（５）実績報告書

６．経費

　本業務の実施に要する一切の経費は委託料に含むものとし、企画提案の内容を満たさない場合は委託料を減額することがある。

７．　その他の条件

1. 本業務により作成し、提出した納品物の所有権及び著作権は富山県に帰属するものとし、富山県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
2. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと
3. 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
4. 業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
5. 事業の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
6. この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。
7. 本仕様書はプロポーザル用であり、富山県と選定された契約候補者との間で別途協議の上、契約内容等を締結するものとし、協議の中で企画提案書等の内容から変更する場合がある。